建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　立石建設株式会社　立石　和民　東京都世田谷区経堂４―17―20　国土交通大臣許可（特―19）第7260号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　渡辺パイプ株式会社　渡辺　　元　東京都中央区築地５―６―10　国土交通大臣許可（般・特―24）第19557号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社木下ホールディングス　木下　直哉　東京都新宿区西新宿６―５―１　国土交通大臣許可（特―23）第19699号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三栄建設株式会社　笠原　邦明　東京都荒川区南千住５―９―８　国土交通大臣許可（特―18）第14208号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年12月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワセダ技研株式会社　坂口　善己　東京都中央区東日本橋２―24―14　国土交通大臣許可（特―22）第9291号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年12月４日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　みかど造園株式会社　石井　久夫　千葉県千葉市花見川区幕張本郷６―21―11　国土交通大臣許可（般・特―20）第22905号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年12月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　多摩コーポレーション株式会社　東京都立川市錦町５―15―25　国土交通大臣許可（般―19）第22496号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年12月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キャプティライブリック　山東　孝好　東京都世田谷区大原２―９―11　国土交通大臣許可（般・特―19）第19981号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年12月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年12月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　恒栄電設株式会社　田實　豊久　東京都北区岸町１―８―17　国土交通大臣許可（般・特―24）第1923号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）